

法務省民二第276号

平成25年4月23日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定による株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定の登記等の登録免許税の税率の特例に係る取扱いについて（依命通知）

所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）附則第132条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第78条の3第1項の規定による株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）が受ける抵当権の設定の登記等の税率の特例措置（以下「特例措置」という。）については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「法」という。）第41条の4の規定により、東日本大震災の被災者を対象として行われる一定の業務に限って、その適用期間が延長されるとともに、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年財務省令第23号）が本月1日に施行され、同省令による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号。以下「規則」という。）第17条の4の規定により、特例措置を受けるために必要となる登記の申請書の添付書類が定められましたので、その取扱いについては、下記の事項に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

1 特例措置の適用期間の延長

特例措置は、商工中金が登記権利者となる不動産又は船舶に係る抵当権の設定の登記の登録免許税の税率を1000分の2とし、農業用動産、建設機械、工場

財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団又は観光施設財団に係る抵当権の設定の登記の登録免許税の税率を1000分の1.5とするものであるが、商工中金が東日本大震災の被災者に対して行う次の(1)から(3)までの資金の貸付け若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受け（以下「資金の貸付け等」という。以下同じ。）に係る業務については、その適用期間が平成28年3月31日までに延長された（法第41条の4、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第32条の4第1項、平成25年経済産業省告示第91号）。

(1) 震災関連危機対応業務（東日本大震災により被害を受けた者に対して行う株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第2項の規定により認定された同法第2条第5号に規定する危機対応業務として行う資金の貸付け等をいう。）又は当該震災関連危機対応業務の利用者に対する震災関連危機対応業務以外の資金の貸付け等

(2) 東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者及び東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項又は第20条第5項の規定により同法第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域（当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことのある区域を含む。以下同じ。）内に事業所を有する旨の証明を有する者に対する資金の貸付け等

(3) 東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は(2)の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者との取引依存度が100分の20以上の者（借入申込後3か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の15以上減少すると見込まれるもの又は借入申込直前2か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の10以上減少したものに限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当の機関から受けた者に対する資金の貸付け等

2 特例措置を受けるための手続

特例措置の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、次の(1)及び(2)に掲げる書類を添付しなければならないとされた（規則第17条の4）。

(1) 商工中金の書類で、①当該登記に係る資金の貸付け等を商工中金が上記1の業務として行った旨及び②当該資金の貸付け等を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載があるもの

(2) 次のアからオまでに掲げるいずれかの書類

ア 上記(1)①の資金の貸付け等を受けた者の事務所（本店若しくは支店若しくは会社法（平成17年法律第86号）第2条第2号に規定する外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所をいう。イ及びウにおいて同じ。）又は事業の用に供する資産が東日本大震災により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨を証する市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類で、その者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載があるもの

イ 上記(1)①の資金の貸付け等を受けた者の事務所が警戒区域設定指示等（法第37条第1項第1号に規定する「警戒区域設定指示等」をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

ウ 上記(1)①の資金の貸付け等を受けた者が、次の(ア)又は(イ)に掲げる者の事業活動に相当程度依存している旨を証する経済産業局長の書類

(ア) その事務所又は事業の用に供する資産について、東日本大震災により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた者

(イ) 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事務所を有する者

エ 上記(1)①の資金の貸付け等に係る消費貸借に関する契約書（法第47条第1項の規定により印紙税を課さないこととされたものに限る。）の写し

オ 当該登記に係る資金の貸付け等を受けた者が東日本大震災に係る風評被害者である場合にあつては、経済産業局長の証明書で、当該資金の貸付け等が上記(1)①の資金の貸付け等（商工中金が、東日本大震災により被害を受けた者に対して危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第2項の規定により認定された同法第2条第5号に規定する危機対応業務をいう。）として行う同条第4号に規定する特定資金の貸付けに限る。）に該当することの記載があるもの

3 添付書類の様式等

上記2の登記の申請書の各添付書類は、具体的には、以下のものが当たる。

- (1) 上記2(1)の書類については、別紙様式1又はこれに準ずる様式により作成された書類
- (2) 同2(2)アの書類については、市町村長又は特別区の区長等の証明に係るり災証明書（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等）であって、当該者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載があるもの（り災証明書におけるり災者の表示と抵当権等の債務者の表示は、一致することを要する。）
- (3) 同2(2)イの書類については、当該事務所に係る商業・法人登記事項証明書その他の書類で、警戒区域設定指示等の日以降において、当該事務所が警戒区域設定指示等の対象区域にあったことが分かるもの
- (4) 同2(2)ウの書類については、別紙様式2又はこれに準ずる様式により作成された書類
- なお、別紙様式2の「3. 直接被害者との取引依存度について」は、記載された割合が20%以上であれば、これをもって上記2(2)ウの「相当程度依存しているもの」と認めて差し支えない。
- (5) 同2(2)エの書類については、上記(1)①資金の貸付け等に係る消費貸借に係る契約書の写しであって、「東日本大震災に係る特別貸付につき印紙税非課税措置」等の記載があるもの（参考例は、別添2のとおりである。）
- (6) 同2(2)オの書類については、別紙様式3又はこれに準ずる様式により作成された書類

株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例の申請について

株式会社商工組合中央金庫は、登記の申請にあたって、1のことを確認しました。また、株式会社商工組合中央金庫又は債務者若しくは（根）抵当権設定者は、2の書類を添付いたします。

1. 株式会社商工組合中央金庫は、以下の債務者に対して、震災特例法施行令第32条の4第1項に規定する業務として資金の貸付け等を行いました。

平成〇年〇月〇日
 東京都中央区八重洲2丁目10番17号
 株式会社商工組合中央金庫
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 支配人 〇〇 〇〇 (印)

	住 所 (所在地)	
債 務 者	氏 名 (名 称)	(印)
	代 表 者	
	所 在 地	
(根)抵当権設定者	名 称	(印)
	代 表 者	

2. 提出書類にレ印を付しております。(震災特例法施行規則第17条の4第2号に定める書類)

- イ)罹災証明書
- ロ)事務所が警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類
- ハ)経済産業局長の被害証明書
- ニ)資金の貸付け等に係る消費貸借に関する契約書の写し(印紙税を課さないこととされたものに限る)
- ホ)経済産業局長の危機対応貸付に係る証明書

3. 本申請にかかる物件の表示は、別紙のとおりです。

※ 株式会社商工組合中央金庫の資格証明書及び印鑑証明書が添付されます。

別紙

物件の表示	順位	所有者
<p>東京都中央区八重洲●丁目●番地● 宅地 200.00 m²</p>	<p>1</p>	<p>株式会社●●</p>
<p>東京都中央区八重洲●丁目●番地 家屋番号 ●—● 店舗 軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺</p>	<p>1</p>	<p>株式会社●●</p>

東日本大震災被害証明申請書

下記の記載内容について証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業者名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

事業種類 _____

代表者名 _____ 印

1. 取引企業の被害について (取引企業の罹災証明等の複写等がない場合のみ記載)

・取引企業者名 _____

・取引事業者住所 _____
(電話番号) _____

・取引企業主 (代表者名) _____

・取引先企業被害状況 _____

(被害状況を把握している場合は、あてはまるものに○をし、その内容について詳細に記述してください ((1) の場合は記述不要です。))

(1) 原発事故による警戒区域内、計画的避難区域内又は緊急時避難準備区域内に事業所を有する

(2) 全壊 (_____)

(3) 半壊 (_____)

(4) 営業上重大な支障

①設備等の損壊 (_____)

②運送手段に支障 (_____)

③従業員の死傷等、 (_____)

人材の重大な損害 _____

④その他 (_____)

・取引企業の罹災証明等を取得できない理由

2. 売上額又は受注額の減少率

(1) 借入申込前2ヶ月(平成 年 月から平成 年 月まで)の
売上額又は受注額 (A) _____ 千円

上記 (A) に対する前年同期(平成 年 月から平成 年 月まで)の
売上額又は受注額 (B) _____ 千円

$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \underline{\quad\quad} \%$$

(2) 借入申込後3ヶ月(平成 年 月から平成 年 月まで)の
売上額又は受注額見込み (A) _____ 千円

上記 (A) に対する前年同期(平成 年 月から平成 年 月まで)の
売上額又は受注額 (B) _____ 千円

$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \underline{\quad\quad} \%$$

3. 直接被害者との取引依存度について

借入時の取引額 (A) _____ 千円
上記における被災事業者との取引額 (B) _____ 千円

$$\frac{(B)}{(A)} \times 100 = \underline{\quad\quad} \%$$

東日本大震災被害証明書

上記のとおり被害を受けたことを証明します。
ただし、上記に虚偽記載のある場合は、本証明を無効とします。

平成 年 月 日

経済産業局長

㊞

証明申請書

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十七条の四第一項第二号ホの規定に基づく経済産業局長の証明を受けたいので、下記の記載内容について証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業者名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

事業種類 _____

代表者名 _____ 印

□. 東日本大震災に係る風評被害を受けたことによって、株式会社商工組合中央金庫から、危機対応業務（※1）による資金の貸付け等（※2）を受けた	
<添付資料>	局確認欄
・約束手形（金融機関借入用）	< >
・念証（危機対応業務についての限度額確認）	< >
・その他上記を証する書類	< >

※1 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第二項の規定により認定された同法第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。

※2 資金の貸付け若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受けをいう（金銭消費貸借契約書を作成しないものに限る。）。

証明書

上記のとおり、株式会社商工組合中央金庫から、東日本大震災に係る風評被害を受けたことに伴い、危機対応業務による資金の貸付け等を受けたことを証明します。

ただし、上記に虚偽記載のある場合は、本証明を無効とします。

平成 年 月 日

〇〇経済産業局長

印

別添 1

○経済産業省告示第九十一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第三十二条の四第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫が東日本大震災の被災者に対して行う資金の貸付け若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受けに係る業務として経済産業大臣が定めるものを次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示し、平成二十五年四月一日から適用する。

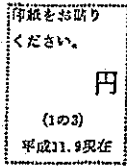
平成二十五年四月一日

経済産業大臣 茂木 敏充

一 震災関連危機対応業務（東日本大震災により被害を受けた者に対して行う株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第二項の規定により認定された同法第二条第五号に規定する危機対応業務として行う資金の貸付け若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受け（以下「資金の貸付け等」という。以下同じ。）をいう。）又は当該震災関連危機対応業務の利用者に対する震災関連危機対応業務以外の資金の貸付け等

二 東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者及び東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域（当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことのある区域を含む。以下同じ。）内に事業所を有する旨の証明を有する者に対する資金の貸付け等

三 東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は前号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者との取引依存度が百分の二十以上の者（借入申込後三カ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して百分の十五以上減少すると見込まれるもの又は借入申込直前二カ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して百分の十以上減少したものに限る。）であつて、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けた者に対する資金の貸付け等



東日本大震災
特別貸付につき
印紙税非課税措置

金銭消費貸借契約証書

債務者は、別に差入れた約定書の各条項を承諾のうえ、株式会社商工組合中央金庫（以下「金庫」という）と次のとおり金銭消費貸借契約を締結しました。

第1条（金銭消費貸借）

債務者は、金庫から下記要領により金銭を借り受けました。

【借入要項】

1 金 額 円

2 使 途

3 利 率 年 %

計算方法は年365日の日割計算とします。

4 元金弁済期および支払方法

元金弁済日	回数	1回当りの支払金額
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	ヶ月毎 日 回	円

5 利息支払期および支払方法

支払方法	利息支払日	支払周期
前払	次回支払日 平成 年 月 日	1ヶ月毎

6 元金弁済日および利息支払日が金庫休業日にあつた場合の特約
休業日の翌営業日に弁済します。ただし利息計算は休業日までとします。

7 損 害 金

この約定による債務を履行しなかつたときは、支払うべき金額に対し年14.5%の割合の損害金を支払います。
この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

8 特 約 (特約がある場合のみご記入ください)
危機対応業務にかかる中小企業等向け損害担保付貸出 (東日本大震災災害復旧資金)

第2条 (期限前弁済)

- ① 債務者が期限前にこの約定による債務の一部または全部を弁済しようとする場合には、あらかじめ金庫の承諾を得ます。
- ② 前項の場合において、債務者は、約定利率が弁済時の金庫の長期プライムレートを上回る場合には、次の算式により計算した金額を、期限前弁済手数料として直ちに金庫に支払います。(1円未満の端数切り捨て)
手数料= $P \times A \times B \div 365$
P: 第1条4項に定める元金支払方法が期限一時弁済の場合=期限前弁済額
第1条4項に定める元金支払方法が期限一時弁済以外の場合=期限前弁済日から期限までの期限前弁済額の平均残高
A: (1)期限前弁済を行う借入金の約定利率と(2)期限前弁済時点の金庫の長期プライムレートとの差
B: 期限前弁済日の翌日から期限までの日数 (両端入れ)

第3条 (債務の支払場所)

この約定により弁済すべき金銭の支払場所は、金庫の _____ とします。また金庫が必要と認めた場合には、支払場所を金庫の他の営業所、またはその他の場所に変更することができます。

第4条 (費用負担)

債務者は、この約定による証書の作成その他この約定により要するいっさいの費用を負担します。

第5条 (保証)

- ① 保証人は、債務者がこの約定によって金庫に対し負担するいっさいの債務について、債務者と連帯して保証債務を負い、その履行については債務者が別に差入れた約定書の各条項のほか、この約定に従います。
- ② 保証人は、債務者の金庫に対する預金その他の債権をもって相殺はしません。
- ③ 保証人が債務者の金庫との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証極度額にこの保証の額を加えるものとし、保証人が債務者と金庫との取引について、将来ほかに保証をした場合にも同様とします。
- ④ 保証人は、金庫がその都合によって、担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- ⑤ 保証人が保証債務を履行した場合、代位によって金庫から取得した権利は、債務者と金庫との取引継続中は、金庫の同意がなければ、これを行使しません。

第6条 (内部手続の完了)

法人である債務者および保証人は、本契約について取締役会決議等の法令、定款上必要とされる手続がある場合は、これをすべて完了していることを保証します。

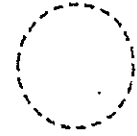
第7条 (公正証書作成義務)

債務者および保証人は、金庫の請求があるときは、直ちに、この約定による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書を作成するために必要な手続をします。このために要した費用は、債務者が負担します。

平成 年 月 日

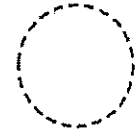
住 所

債 務 者



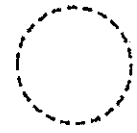
住 所

連帯保証人



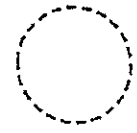
住 所

連帯保証人



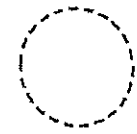
住 所

連帯保証人



住 所

連帯保証人



住 所

連帯保証人



株式会社商工組合中央金庫 御中

検	印	照	合

営貸他103368